

# 成年後見制度

## 市町村長申立ての手引き

平成26年11月

(一部修正 令和6年9月)

## 長野県

— 協 力 —

長野家庭裁判所

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

長野県弁護士会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートながの支部

公益社団法人 長野県社会福祉士会

# 目 次

1	はじめに	1
2	成年後見制度とは	2
3	成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係について	5
4	成年後見人等の業務について	5
5	市町村長申立てについて	6
6	市町村長申立ての流れ	7
7	市町村長申立て事例	13
8	成年後見制度に関する問合せ先等一覧	15
	(参考資料)	16
○	四親等内親族の図	
○	モデル要綱	
	・(モデル要綱1) 市町村成年後見制度における市町村長申立てに係る要綱	
	・(モデル要綱2) 市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱	
○	成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について (平成26年(2014年)5月28日付け26障第151号)	

# 1 はじめに

平成 12 年 4 月に成年後見制度が施行されました。

この制度は認知症、知的障がい又は精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となった方々を、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念、本人保護の理念を調和させつつ、財産管理や身上監護によって保護するものです。

しかしながら、成年後見制度利用の必要性があっても、身寄りが無い、又は親族がいても関係が希薄、あるいは親族による財産侵害を受けている場合等には、親族による申立ては期待できません。

このため、成年後見制度においては、成年後見等開始の審判申立権が市町村長にも付与されています。

県下においても、市町村長による成年後見等開始の審判申立ては行われているものの、十分活用されているとは言えない状況にあり、成年後見制度に関する取組みについても各市町村において様々です。

この度、こうした状況を踏まえるとともに、障害者総合支援法の改正等が行われたことから、市町村長による成年後見等開始の審判申立ての参考となるよう、長野家庭裁判所、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、長野県弁護士会、公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの及び一般社団法人長野県社会福祉士会の協力を得て、平成 22 年 3 月に作成した手引きを改定しました。

本手引きを市町村及び市町村社会福祉協議会の担当者の方々、また制度の運用や利用促進に関わる皆様に、広く御活用いただければ幸いです。

平成 26 年 1 1 月

長野県健康福祉部地域福祉課

## 2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方々を、法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、預金の解約や施設入所等福祉サービス利用契約の締結、不動産の売買等の財産処分を行う必要があっても、判断能力が不十分な状態ではこれらのことを行うのが難しい場合があります。

また、本人にとって不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、特殊詐欺等の被害に遭うおそれもあります。このため、家庭裁判所が、判断能力が不十分な方々を援助する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援します。

成年後見制度には、「**法定後見**」と「**任意後見**」の2種類があります。ここでは、市町村福祉担当者が実際に判断能力の不十分な方々を支援する中で対応する、**法定後見制度**を中心に説明します。

法定後見制度とは、本人の判断能力に応じて「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの類型を規定し、主に本人あるいは配偶者、または四親等以内の親族(P17 参照)等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等に選任する制度です。それぞれ、**代理権**(本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限)、**取消権**の範囲が異なります。

判断能力の不十分な方に配偶者または四親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、市町村長は本人の福祉の充実を図るために必要があると認めるときは、法定後見開始の審判の申立てができるものとされています。

平成12年4月1日から施行された成年後見制度は、それまでの民法で規定されていた「禁治産者、準禁治産者宣告の制度」を大幅に見直したものです。

禁治産、準禁治産の制度では、対象者が程度重い精神障がいのある方等に限定され、また宣告を受けた場合、戸籍に記載されることから関係者が制度の利用に強い抵抗感を感じることもありました。

**現行制度では、戸籍には一切記載されることはなく**、全国の成年後見制度登録事務を取扱っている東京法務局に、本人の住所、氏名、成年後見人等の氏名等を登録します。

### (1) 成年後見とは

成年後見とは、一人で日常生活をすることができない等、**本人の判断能力が全くない場合**に行われるもので、後見開始の審判とともに、本人(=「成年被後見人」)を援助する人として成年後見人が選任されます。

成年後見人は、広い範囲の代理権及び取消権を持つので、本人に代わって、福祉サービスの利用契約締結や財産管理を行い、本人が日常生活に困らないよう支援します。

### (2) 保佐とは

保佐とは、**本人の判断能力が失われてはいないものの、著しく不十分な場合**に行われるもので、保佐開始の審判とともに、本人(=「被保佐人」)を援助する人として保佐人が選任されます。

被保佐人は一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産・自動車等の売買、自宅の増改築等)を、単独で行うことができなくなるため、保佐人は本人の利害に注意しながら、本人の締結しようとする契約等に同意、又は既にしてしまった契約等を取り消すことで被保佐人を支援します。また、保佐人は、民法第13条1項に掲げられている行為以外の行為についても同意権を持つことがで

きますが、その場合には、保佐開始の審判申立ての他に、「同意権の範囲拡張の申立て」を行って家庭裁判所の審判を得ることが必要になります（民法第13条2項）。

更に、保佐人は特定の事項について代理権を持ちますが、**代理権を付け加える場合は、保佐開始の審判の申立ての他に、本人の同意のもとに「代理権付与の申立て」を行って家庭裁判所の審判を得ることが必要**になります。

なお、「同意権の範囲拡張の申立て」や「代理権付与の申立て」は、家庭裁判所で用意されている書式では、保佐開始の審判の申立てと同時に1つの申立書で申立てることができます。

### （3） 補助とは

補助とは、**本人の判断能力が不十分な場合**に行われるものであり、補助開始の審判とともに、本人（＝「被補助人」）を援助する人として補助人が選任されます。

補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様に同意、取り消し又は代理することで支援します。

なお、補助開始の場合は、**同意権や代理権の範囲を定めるために、補助開始の審判申立の際に、本人の同意のもとに同意権や代理権付与の申立ても行って家庭裁判所の審判を得ることが必要**になります（家庭裁判所で用意されている書式では、1つの申立書で同時に申立てることができます）。

		補助開始の審判	保佐開始の審判	成年後見開始の審判
要件	<対象者> <判断能力>	・精神上の障がいにより事理弁識する能力が <b>不十分な者</b>	・精神上の障がいにより事理弁識する能力が <b>著しく不十分な者</b>	・精神上の障がいにより事理弁識する能力を <b>欠く常況に在る者</b>
開始の 手続	・申立権者	・本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 ・任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法） ・ <b>市町村長</b> （整備法＝老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）		
	・診断書	・必要（裁判所が必要と判断した場合には、改めて鑑定を行う。）		
	・本人の同意	・必要	・不要	・不要
機 関 の 名 称	・本人	・被補助人	・被保佐人	・成年被後見人
	・援助者	・補助人	・保佐人	・成年後見人
	・監督人	・補助監督人	・保佐監督人	・成年後見監督人
同 意 権 ・ 取 消 権	・付与の対象	・申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	①民法第13条1項各号が定める行為 ②上記以外の家庭裁判所が定める特定の行為	・日常生活に関する行為以外の行為
	・付与の手続	・補助開始の審判 + 同意権付与の審判 + 本人の同意	・上記①については、保佐開始の審判 ・上記②については、保佐開始の審判+同意権拡張の審判	・後見開始の審判
	・取消権利者	・本人と補助人	・本人と保佐人	・本人と成年後見人
代 理 権	・付与の対象	・申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」		・財産に関するすべての法律行為
	・付与の手続	・補助開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意	・保佐開始の審判 + 代理権付与の審判 + 本人の同意	・後見開始の審判
	・本人の同意	・必要	・必要	・不要
責 務	・職務	・同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務		・本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務
	・身上配慮義務	・本人の意思を尊重し本人の心身の状態及び生活の状況に配慮義務		

#### 被補助人：判断能力が不十分

- 例
- ・ 重要な財産行為について、自分でもできるかもしれないが、できるか危惧があるという程度の者
  - ・ 日によって普通の日と認知症状の出る日がある者の中で軽度の者 等

#### 被保佐人：判断能力が著しく不十分

- 例
- ・ 日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸借等）は自分ではできないという程度の者
  - ・ ある事柄はよく分かるが、ほかのことはよく分からない者
  - ・ 日によって普通の日と認知症状の出る日がある者の中で重度の者 等

#### 被後見人：判断能力を欠く常況

- 例
- ・ 日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度の者
  - ・ ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている者
  - ・ 重度の昏睡状態である、遷延性意識障害の状態にある者 等

### 3 成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係について

#### (1) 日常生活自立支援事業の概要

長野県社会福祉協議会(以下、社会福祉協議会を「社協」という)が実施している日常生活自立支援事業は、社会福祉法では「福祉サービス利用援助事業」として明文化されており、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、成年後見制度と同様にその方の権利を擁護する事業です。

#### ○日常生活自立支援事業の援助内容

- ① 福祉サービスの利用に関する援助
- ② 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居宅家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

その具体的な援助方法は、情報提供、提言、契約手続・利用手続等の同行又は代行によることとされています。

#### (2) 成年後見制度との違い

日常生活自立支援事業の援助内容が、原則「福祉サービスの利用に関する援助」に限定され、**また取消権がない**ことから、例えば「判断能力が不十分な方が、契約内容がきちんと理解できないために高額な商品の売買契約を結んでしまった」等の場合には有効な対処方法がなく、**判断能力の不十分な方々の地域生活を十分に支援することができません。**

また、日常生活自立支援事業の対象者は、日常生活上の判断能力が不十分であっても**契約締結の能力があることが前提**となりますので、年齢とともに判断能力・意思能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することが望ましいこととなります。

#### (3) 成年後見制度の利用支援

長野県社協では、日常生活自立支援事業の利用者等、年齢とともに判断能力が低下し、成年後見制度の利用が適当と思われる方に対する支援を行うために、関係団体等と連携し、相談会等を実施しています。

### 4 成年後見人等の業務について

#### (1) 基本的な視点

成年後見人等は、あくまで本人の代理人であり、本人の様々な権利を護るために本人に代わって行う立場になります。

このため、「その人らしい生活の実現(=身上監護)のために、持っている財産をどう活用するか(=財産管理)」という視点が求められます。

#### (2) 成年後見人等の業務

成年後見人等は、次の行為を代理し、本人がその人らしく生活できるよう支援します。

- ① 福祉サービス利用等の契約の締結や解約、費用の支払い、認定調査の立会い、苦情申立て
- ② 財産(動産・不動産)の管理、売却、賃貸借契約の締結

- ③ 医療契約の締結
- ④ 住居に関する契約の締結、変更、解約
- ⑤ 相続の承認や放棄
- ⑥ 年金などの社会保障給付の受領手続き など

### (3) 成年後見人等ができない行為

成年後見人等は、次の行為をすることができません。

- ① 結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為
- ② 医的侵襲（手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為）を伴う医療行為に対する同意 など

また、次の行為は成年後見人等の職責の範囲外ですので、これらの場合は地域の他の支援者と連携して本人を支援することとなります。

- ① 施設入所等にあたり身元保証人や身元引受人になること
- ② 実際に介護を行うなどの事実行為 など

## 5 市町村長申立てについて

成年後見制度を利用するに当たり、家庭裁判所に対して後見開始等「審判の申立て」を行います。申立てをすることができるのは、次の①～⑥の者とされています。

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 四親等内の親族（姻族を含む）
- ④ 成年後見人・保佐人・補助人、任意後見人、成年後見監督人等
- ⑤ 検察官
- ⑥ **市町村長**

市町村長が申立て権を有する根拠は、**老人福祉法（第 32 条）、知的障害者福祉法（第 28 条）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第 51 条の 11 の 2）**に規定されており、これらの条文には、いずれも「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とあります。これは、本人に四親等内の親族がいない場合に限るものではありません。

なお、具体的には以下のとおりです。

○ 平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省老健局計画課長事務連絡【「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A について」の一部改正について】

老人福祉法第 32 条にいう「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に二親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする三親等又は四親等の親族も明らかでないなどの事情により、**親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合**をいい、こうした状況にある者について、（中略）日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。



## 6 市町村長申立ての流れ

### (1) 情報の把握

保護を必要とする認知症高齢者や知的・精神障がい者について、介護職員や介護支援専門員、日常生活自立支援事業専門員、民生委員等からの相談・要請により情報が入ることが想定されます。

本人の状況が、日常生活を維持することができず、緊急を要する場合等は、「やむを得ない事由等による措置」を検討します。

### (2) 調査検討

#### ア 本人調査

- ・ 寄せられた情報の事実関係を確認します。
- ・ 本人の心身・日常生活の状況を把握します。
  - (ア) 認知症、知的障がいまたは精神障がいがあるか？
  - (イ) 判断能力の程度はどうか？
  - (ウ) 現在どのような不都合が生じていて、どのような支援が必要なのか？
- ・ 本人の資産の状況を把握します。

資産の状況については、家庭裁判所へ申立ての際に必要な「本人収支表」、「財産目録」を作成しておくこと、後の申立ての際に活用できます。

#### イ 親族調査

- ・ 二親等内の親族（他の申立権者）はいないか、戸籍等により親族の状況を確認します。
    - (ア) 二親等以内の親族がある場合、その者による保護が期待でき、申立て意思があるか？
    - (イ) 四親等以内の親族で、本人との日ごろの関わり等から申立てを行う意思を示している者があり、その者による保護が期待できるか？
- ⇒ 円滑な申立てが望めるのであれば、その者に申立てを行うよう依頼します。

#### ウ 後見登記の有無の確認

- ・ 東京法務局（民事行政部後見登録課）から本人の「登記事項証明書」を取り寄せ、任意後見受任者等の有無を確認。

〔 ・ 東京法務局（民事行政部後見登録課）  
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
TEL：03-5213-1234（代表） 03-5213-1360（ダイヤルイン） 〕

⇒ 任意後見受任者等がいる場合は、その者に対応を依頼します。

（任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行い、選任をもって任意後見が開始されます。）

#### エ 申立ての要否の検討

- ・ これまでに得られた情報から、本人は市町村長申立ての対象者となるか、また必要性はあるか検討します。
  - (ア) 本人は市町村長申立ての対象者であり、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者かどうか？

(イ) 成年後見制度を必要とする本人のニーズは何か？ 他の支援では代用できないか？

- ・財産管理に関する法律行為の必要性
- ・身上監護（福祉施設入所、生活や医療など）についての契約の必要性
- ・特殊詐欺の被害など消費、経済的問題の予防・解決の必要性
- ・親族等からの経済的虐待など権利侵害を防ぐ必要性 等

(ウ) 成年後見制度では対応できないニーズは何か？ その支援体制をどうするか？

- ・失業による生活困窮など、経済的虐待に至った親族のニーズ
- ・アルコール依存症等による浪費など、本人の抱える課題 等

(エ) 本人の判断能力の程度から、後見・保佐・補助のいずれの類型に該当するか？

- ・判断能力を欠く常況にある → 後見
- ・判断能力が著しく不十分 → 保佐
- ・判断能力が不十分 → 補助

⇒ 必要な支援内容と本人の判断能力に応じて、申立てが必要かどうか判断します。

援助内容	後見	保佐	補助
ア 契約による福祉サービスの利用が必要 福祉サービス（在宅サービス・施設入所）の契約、契約更新等	○		
イ 日常的金銭管理の援助が必要 福祉サービス利用料や公共料金の支払い、年金の受領等	○	△ ※1	△ ※2
ウ 治療・入院時の契約が必要	○		
エ 不動産・自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為が必要	○	○	

※1 保佐類型のうち、判断能力不十分な程度が比較的軽度の場合で、在宅の者がア（在宅サービスに限る）、イ、ウの支援を必要とする場合は、日常生活自立支援事業の活用も考えられる。ただし、アのうち、福祉施設入所の契約及び契約更新が必要な場合は、成年後見制度の活用が必要。

※2 補助の場合は、本人の判断能力が比較的保たれていることから、任意後見制度や日常生活自立支援事業の活用も考えられる。また、補助開始にあたっては本人の同意が必要となるため、本人に対する十分な説明が必要となる。

(オ) 任意後見受任者等はいないか？

(カ) 他に円滑な申立てが期待できる申立権者（四親等以内の親族）はいないか？

- ・二親等以内の親族がない
- ・二親等以内の親族がいるが、「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」または「連絡がつかない」等の状況にある
- ・四親等以内の親族がいることを戸籍上確認できるが、申立てを行おうとする三親等又は四親等の親族の存在が明らかでない

⇒ 市町村長申立ての決定をします。

### (3) 申立ての準備

#### ア 診断書の依頼

- ・ 申立てにあたり必要な診断書（家庭裁判所指定様式）を医師に依頼します。  
（医師は精神科医が望ましいが、本人の状況をよく分かっている主治医でも可。）
- ・ 後見と保佐では、本人の判断能力の程度を医学的に確認するために、家庭裁判所が医師による鑑定を必要とすると認める場合は、別に鑑定料が必要となります。

#### イ 成年後見人等候補者の検討

- ・ 成年後見等候補者の選任は家庭裁判所で行いますが、申立て時に候補者の有無を尋ねられる場合が多くあります。このため、これまで本人の件で相談に応じている弁護士や司法書士、社会福祉士等がいれば、成年後見人等候補となる意思の有無等を確認する必要があります。
- ・ これまで相談に応じている弁護士や司法書士、社会福祉士等がない場合は、「ひまわり長野（弁護士）」や「リーガルサポートながの（司法書士）」、「ばあとなあながの（社会福祉士）」等の職能団体も相談に応じてくれます。

- ・ 長野県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」  
〒380-0872 長野市妻科432 長野県弁護士会館内  
TEL：026-232-2104 FAX：026-232-3653
- ・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部  
〒380-0872 長野市妻科399 長野県司法書士会内  
TEL：026-232-7492 FAX：026-232-6699
- ・ 公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあながの」  
〒380-0836 長野市南長野南県町685-2  
TEL：026-266-0294 FAX：026-226-0339

- ・ 候補者がいない場合、家庭裁判所が後見人選定等の調整を行いますが、本人に適した後見人等が選任されるよう中核機関や成年後年支援センター等に相談し、出来るだけ候補者を見つけてから申立てを行ってください。
- ・ 成年後見等候補者の推薦を行っても、家庭裁判所の判断で選任されない場合があります。
- ・ 適当な候補者がいない場合でも、申立て段階で適当と思われる候補者の職種等（法律関係者・福祉関係者等）を伝えておくと手続が円滑に進む一助となります。
- ・ 施設入所者について、施設長や運営法人を成年後見人等にすることは、利益相反にあたる可能性があるため注意を要します。
- ・ 障がい者について、福祉サービス等を利用しており、複数の市町村が関わり、どの市町村長が申立てを行うか判断が必要な場合については、「成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について」（P25）を参考にしてください。

#### ウ 手続費用の負担について検討

- ・ 手続費用については、原則として申立て人（市町村長申立ての場合は、市町村）が負担す

ることとなります。

- ・ 本人に多額の財産がある等、申立て費用を市町村が負担することが公平の観点から妥当性を欠くと見られるような特別の事情があると判断される場合には、手続費用を本人に求償することができます。（この場合も申立て時に市町村負担により予納することは必要です。）

手続費用を本人に求償する場合は、申立書の「手続費用の上申」の「手続費用については、本人の負担とすることを希望する。」にチェックする必要があります。

- ※ 予め手続費用や後見人等の報酬について予算措置を行うとともに、「成年後見制度市町村長申立て」及び「成年後見制度利用支援事業」実施に係る要綱等を作成していると市町村長申立てが円滑に行われます。（P18～24 モデル要綱参照）

○ 申立てに必要な費用			
	後 見	保 佐	補 助
収入印紙 (申立手数料)	800円	800円 (保佐人に代理権又は同意権付与する申立てを行う場合は、申立てごとに必要)	800円 (補助開始にあたって補助人に代理権又は同意権を付与する申立てを行う必要があり、申立てごとに必要)
収入印紙 (登記手数料)	2,600円	2,600円	2,600円
連絡用の郵便切手	4,410円分(500円×5、100円×7、84円×10、50円×3、20円×5、10円×10、2円×10) ※最新の郵便切手額は長野地方・家庭裁判所のホームページの予納郵便切手額一覧表を参照		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断書作成にかかる費用(約1万円)</li> <li>・ 医師による鑑定を行う必要がある場合はその費用(5万円～10万円程度)</li> </ul>		

※ 申立て費用については、高齢者は介護保険制度における地域支援事業、障がい者は障害者総合支援法における地域生活支援事業として、それぞれ成年後見制度利用支援事業を定めており、公費負担の対象となっています。

#### (4) 家庭裁判所への申立て

本人の住所地(住民登録をしている場所とは必ずしも一致しない)を管轄する家庭裁判所に申立て(申立て後、選任までに要する手続き内容等不明な点があれば、適宜申立てを行う家庭裁判所に問い合わせる)を行います。

なお、市町村申立て件数などの「成年後見関係事件の概況」は、最高裁判所ホームページ([https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryo/kouken/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html))で公表されています。

##### ア 必要書類等の提出

- ・ 申立てに必要な書類等は以下のとおりです。
  - (ア)「申立書」(後見・保佐・補助)
  - (イ)「診断書(成年後見制度用)」、「診断書付票」・・・主治医等が作成したもの
  - (ウ)「本人情報シートの写し」
  - (エ)「申立事情説明書」
  - (オ)「候補者事情説明書」・・・成年後見人候補者等に記入を依頼する

- (カ)「財産目録」、「収支予定表」
- (キ)「親族関係図」
- (ク)「親族の意見書」(取得可能な場合)
- (ケ)本人の「戸籍謄本」、「戸籍附票(または住民票)」
- (コ)本人の「成年後見登記事項証明書」
  - ・・・東京法務局から取り寄せる
- (サ)成年後見人等候補者の「住民票」(本籍の記載のあるもの)
- ・ 申立て人に対する調査内容は以下のとおりです。
  - (ア)申立ての経緯(申立てのきっかけとなったこと)
    - ・・・福祉サービスの契約締結や財産管理が必要となったこと等
  - (イ)本人の状況
    - ・・・生活状況や心身状況等、本人が申立てられた後見類型に相当するかどうか等
  - (ウ)本人の資産
    - ・・・資産、収入、それらの管理状況
  - (エ)成年後見人候補者の推薦理由
- ・ 申立ての後、審判まではある程度の期間を要するため、早急な対応が必要な場合は、措置による福祉サービスの提供や審判前の保全処分の活用を検討します。

審判前の保全処分を活用する場合は、審判の申立時に、「求める保全処分及び当該保全処分を求める事由(必要性等)」を具体的に説明し、申立書を提出します。また、証明する書類がある場合は添付します。

#### イ 申立て費用の予納

- ・ 申立てに必要な収入印紙及び郵便切手を予納します。
- ・ 鑑定料については、後日家庭裁判所から連絡があった場合に納付します。  
(家庭裁判所が鑑定を必要と認めた場合、家庭裁判所と鑑定を行う医師の間で調整される)
- ・ 手続費用を本人に求償する場合は、申立書の「手続費用の上申」の「手続費用については、本人の負担とすることを希望する。」にチェックします。

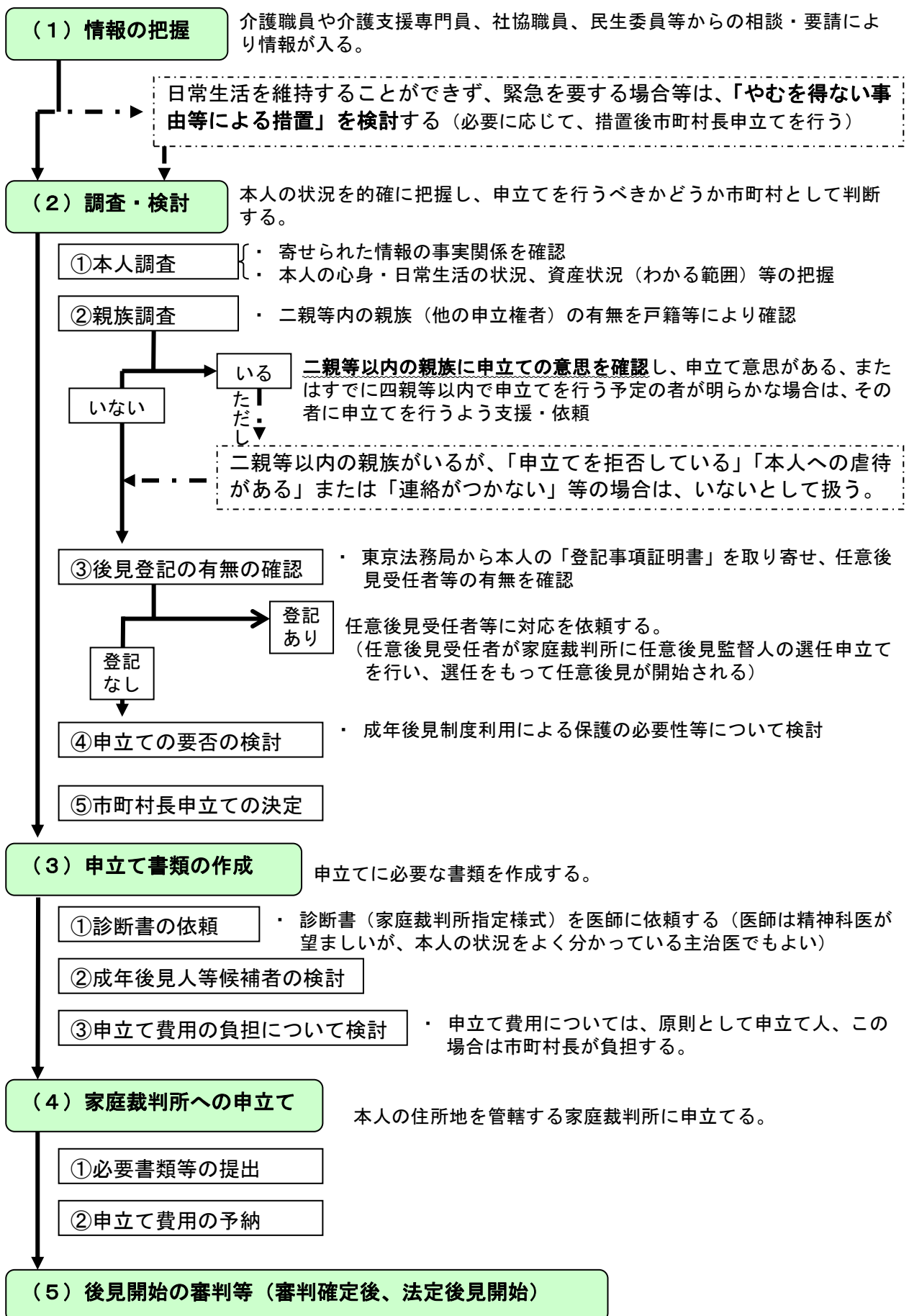
#### (5) 後見開始の審判等(審判確定後、法定後見開始)

- ・ 家庭裁判所の審理の結果、要件が満たされていると認定された場合には、後見開始の審判等がなされます。
- ・ 成年後見人等として選任された者にはその旨告知され、保佐・補助の場合には本人にも告知され、後見の場合は、本人には通知がなされます。また、申立て人にも告知がなされます。
- ・ 市町村は選任された成年後見人等との引継ぎ(審判までの経過や本人の状況等以後の後見事務に必要な情報等)を行い、申立て費用を求償する場合は、家庭裁判所の費用負担命令による本人負担額分(予納済)を本人(実際には成年後見人等)に求償します。

※ 成年後見制度申立てに係る手続、申立書、その他必要書類等の詳細は、裁判所ホームページ内(各地の裁判所 > 長野地方裁判所・長野家庭裁判所・長野県内の簡易裁判所 > 裁判手続を利用する方へ > 手続案内 > 成年後見の申立てをされる方へ)に掲載されています。

URL : [http://www.courts.go.jp/nagano/saiban/tetuzuki/seinenkouken\\_mousitate/index.html](http://www.courts.go.jp/nagano/saiban/tetuzuki/seinenkouken_mousitate/index.html)

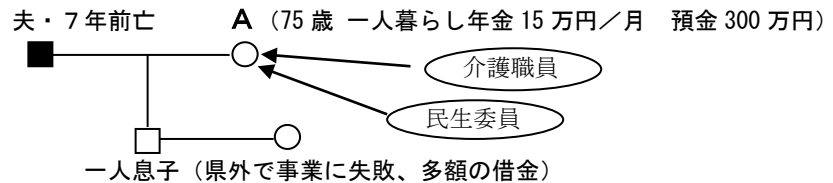
(6) 成年後見制度市町村長申立てフロー



## 7 市町村長申立て事例

### (1) 事例概要

(事例)



甲町に住むAさん(女性・75歳)は、隣接する乙市に生まれ、23歳の時に甲町で飲食店を営む夫との結婚を機に甲町に転入。以後、夫との間に一人息子を設け、育てる。

7年前に夫が他界し、また一人息子も県外で事業を営んでいることから、家業の飲食店をたたみ、以後は月額15万円程度の年金と蓄え(預金300万円程)で单身生活を送っている。

3年ほど前から物忘れがみられ、基幹的社協である乙市社協の日常生活自立支援事業を利用しているが、半年ほど前から認知症の進行による判断能力の低下から、高額な布団の購入等の悪質商法の被害に遭うこともしばしばみられるようになった。また、同じ頃から乙市社協専門員に月数回10~20万円程度の預金の引き出し依頼があり、理由を問うも「自分のお金をどうして使ってはいけないのか。いろいろ言われるなら全部返してほしい。」と反論され、結局引き出し依頼に応じてしまう状況が続いているため、日常生活自立支援事業による支援が難しくなっているという相談が、乙市社協専門員から甲町福祉担当にあった。

### (2) 情報の把握

甲町でケア会議を開催したところ、Aさん担当の介護職員や民生委員からも、訪問時にAさんから「県外に住む息子が事業に失敗し、多額の借金を負ってかわいそう。」との話があったことや、聞きなれない業者からの領収書や商品の入った段ボール箱が置いてあったとの話がある。

日常生活自立支援事業による支援も限界であることから、成年後見制度の利用も視野に入れ、親族の状況等調査を行うこととする。

また、介護職員の家事支援等により单身生活は維持できているため、特別養護老人ホーム入居等のいわゆる「やむを得ない事由による措置」は行わないこととする。

### (3) 調査・検討

甲町福祉担当者が民生委員とともにAさん宅を訪問し、面接する。

ケア会議でも話題にあったとおり、聞き慣れない業者からの商品が入った段ボールが置かれているため、Aさんに事情を聞くも「よく覚えていない。」との答え。Aさんも「物忘れがひどくなっちゃってねえ。」と言い、同じ説明を繰り返し求めたり、「知らないうちに財布の位置が変わっている。いつも同じところに置いているのに。誰かが勝手に家に上がって財布から中身を抜いているのではないかと思う。」等、一方的に話をする場面が見られた。

また、訪問中、Aさんの息子から電話があり、会話の内容からお金を無心されている様子が伺

える。続いて、Aさんは乙市社協専門員に電話し、「20万円必要になったので下ろしてほしい。」と依頼している。電話が終わったところで、Aさんに様子を聞くと、「息子が事業に失敗して、多額の借金を負ってしまった。かわいそう。」との答え。

訪問後、乙市社協専門員に電話し、Aさんとの面接の様子を伝えるとともに、現在の預金残額を問い合わせると「預金残額は今日依頼のあった20万円を除いて、70万円程度」との回答があった。

民生委員からは、「乙市に住んでいたAさんのお兄さんが、お兄さんの娘世帯の住む県外の特別養護老人ホームに入所したようなことをAさんが言っていた。お兄さんの娘とも、嫁いではもう何年も行き来はなかった様子。」との情報を入手した。Aさんの戸籍等から二親等以内の親族の状況を調査したところ、二親等以内ではAさんの息子と特養に入所中の兄がいる。民生委員等の情報からも四親等以内では日ごろAさんと交流がある者はなく、成年後見の申立てを行う予定の者も明らかにならなかった。

また、東京法務局からAさんの成年後見制度についての本人の成年後見人等の登記がされていないことの証明書を取り寄せ、任意後見受任者等の有無を確認したが、受任者等はいなかった。

### (3) 申立て書類の作成

これまで把握した情報及びAさんの状況等から検討し、町長申立てを行うこととなった。

診断書の作成については、精神科医の受診も検討したが、これまで受診歴もなく、またAさんの負担を軽減するために、Aさんを普段からよく知っている主治医にお願いした。

また、町長申立ては初めての事例であり、必要書類の作成に不安があったが、Aさんは日常生活自立支援事業を利用していることもあり、長野県社協の支援により、司法書士の協力を得て、必要書類の作成についても円滑に行うことができた。

息子がAさんの蓄えを搾取している可能性がある状況から、第三者後見が必要と思われるが、Aさんにはこれまで成年後見の関係で相談したことのある司法書士や社会福祉士等がいなかったため、成年後見人等候補者を誰に依頼するかが課題となった。関係者でケア会議を開催し、Aさんの場合、財産管理等の法的な対応を必要とする課題より、今後必要となると思われる施設入所を視野に入れた日常の見守り、身上監護が支援の中心になると思われることから、長野県社会福祉士会が運営する権利擁護センターである「ばあとなあながの」に相談することとした。

「ばあとなあながの」に相談したところ、乙市に住む「ばあとなあながの」会員の社会福祉士Bさんの推薦があり、Bさんに事情を説明の上、成年後見人等候補者となる了解を得ることができた。

なお、成年後見制度の手続費用の負担については、Aさんに70万円の預金があり、負担が可能であることから、Aさんに求償することとした。

⇒ この後、町長により甲町を管轄する家庭裁判所に後見開始に係る審判の申立てが行われた。後見開始の審判を経て、法定後見が開始された。



## 8 成年後見制度に関する問合せ先等一覧

### ○ 家庭裁判所

成年後見制度全般に関する手続き案内及び申立て先

裁判所名	所在地・電話番号	管轄区域
長野家庭裁判所	〒380-0846 長野市旭町 1108 TEL : 026-403-2040 <a href="http://www.courts.go.jp/nagano/">http://www.courts.go.jp/nagano/</a>	長野市、須坂市、上水内郡、上高井郡、飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡
長野家庭裁判所 上田支部	〒386-0023 上田市中央西 2-3-3 TEL : 0268-40-2203	上田市、千曲市、東御市、小県郡、埴科郡
長野家庭裁判所 佐久支部	〒385-0022 佐久市岩村田 1161 TEL : 0267-67-1532	佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡
長野家庭裁判所 松本支部	〒390-0873 松本市丸の内 10-35 TEL : 0263-32-3021	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、大町市、北安曇郡
長野家庭裁判所 諏訪支部	〒392-0004 諏訪市諏訪 1-24-22 TEL : 0266-52-9217	諏訪市、茅野市、岡谷市、諏訪郡
長野家庭裁判所 飯田支部	〒395-0015 飯田市江戸町 1-21 TEL : 0265-22-0186	飯田市、下伊那郡
長野家庭裁判所 伊那支部	〒396-0026 伊那市西町 4841 TEL : 0265-72-2757	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡

### ○ 日常生活自立支援事業に関する相談先

日常生活自立支援事業の利用に関する相談及び成年後見制度利用支援に関する相談

団体名	所在地・電話番号等
(福) 長野県社会福祉協議会 (相談事業支援センター)	〒380-0928 長野市中御所岡田 98-1 長野保健福祉事務所内 TEL:026-226-2036 FAX : 026-291-5180

※ 日常生活自立支援事業の利用等については、市町村社協にお問合せください。

### ○ 成年後見に関連性の深い専門職団体

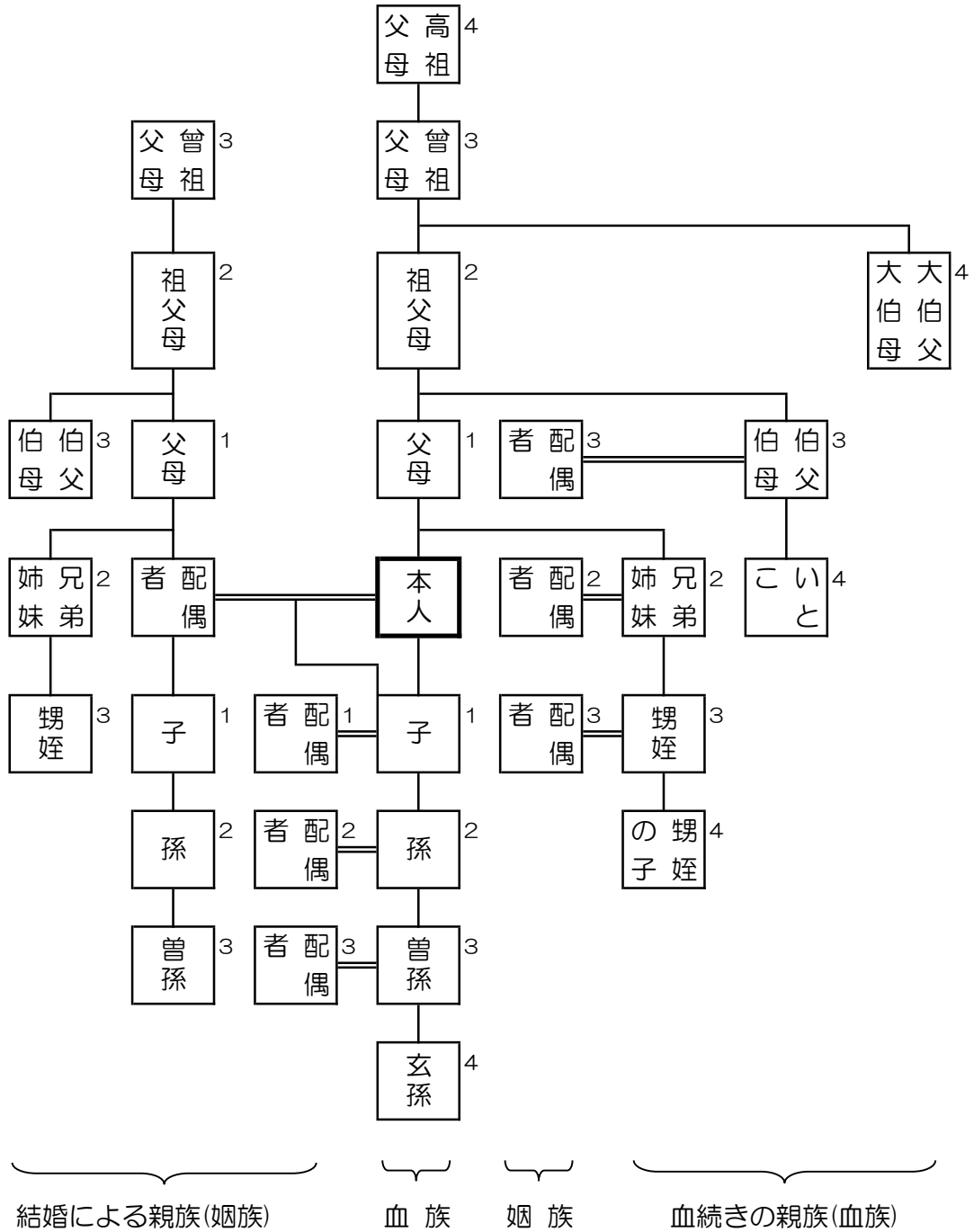
団体名	所在地・電話番号等	備考
長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援 センター「ひまわり長野」	〒380-0872 長野市妻科 432 長野県弁護士会館内 TEL : 026-232-2104 FAX : 026-232-3653	成年後見に関する研修、その他の要件を満たした弁護士が対応
(公社) 成年後見センター・ リーガルサポート ながの支部	〒380-0872 長野市妻科 399 長野県司法書士会内 TEL : 026-232-7492 FAX : 026-232-6699 <a href="https://www.na-shiho.or.jp/legalsupport">https://www.na-shiho.or.jp/legalsupport</a>	成年後見に関する一定の研修を修了した司法書士が対応
(公社) 長野県社会福祉士会 権利擁護センター 「ばあとなあ ながの」	〒380-0836 長野市南長野南県 685-2 長野県食糧会館 6F TEL:026-266-0294 FAX:026-266-0339	成年後見に関する一定の研修を修了した社会福祉士が対応

# 参考資料

- 四親等内親族の図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- モデル要綱
  - ・(モデル要綱1) 市町村成年後見制度における市町村長申立てに係る要綱 ・・ 18
  - ・(モデル要綱2) 市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱 ・・・・・・・・ 20
- 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について・・・・・・・・ 25  
(平成26年(2014年)5月28日付け26障第151号)

# ○ 四親等内親族の図

「親族」とは六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族をいう（民法第725条）



## 〇〇市町村成年後見制度における市町村長申立てに係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「高齢者・障がい者等」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定による、後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判の請求について、市町村長が行う必要な手続き等（以下「市町村長申立て」という。）に関する事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市町村長申立ての対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、親族等による成年後見等開始等の審判の申立てが見込まれない高齢者・障がい者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 法令等の規定により本市町村において援護が行われている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- イ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者
- ウ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者
- エ 配偶者又は2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者
- オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市町村長が判断する者

(申立ての種類)

第3条 市町村長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりにする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

(7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判  
(調査及び決定)

第 4 条 市町村は、前条による市町村長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人に親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市町村長は、前項の調査を行うため、対象者の診断書等必要な書類を徴取するものとする。

(申立ての手続き)

第 5 条 市町村長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、対象者に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立てに係る費用負担)

第 6 条 市町村長は、家事裁判法（昭和 22 年法律第 152 号）第 7 条において準用する非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 26 条の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

(申立てに係る費用求償)

第 7 条 市町村長は、市町村長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任されたときは、審判に要した費用（鑑定費用を含む。）について、非訟事件手続法第 28 条の規定により、成年後見人等を通じ、対象者の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく被保護者である者
- (2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市町村長が認めた者

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## 〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対する支援（以下「支援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 法令等の規定により本市町村において援護が行われている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者
- イ 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬を支払うことが困難であると市町村長が認めた者

(助成の額)

第3条 助成の額は、家庭裁判所が定める成年後見人等の報酬の金額の範囲内とし、施設入所又は長期入院している者については、月額〇〇〇〇円を、その他の者については月額〇〇〇〇円を上限とする。

(助成申請書等)

第4条 助成金を申請できる者は、対象者又は対象者の成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（別記様式第1号）により、市町村長に申請するものとする。
- 3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して〇ヶ月以内とする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 報酬付与の審判決定書の写し
  - (2) 他、必要書類を記載
  - (3)
- 5 市町村長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査のうえ支給の可否及び助

成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第5条 前条第5項の規定により助成金の支給の決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（別記様式第3号）により、市町村長に請求するものとする。

2 助成金は、前項の請求に基づき、対象者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第6条 成年後見人等は対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市町村長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 市町村長は、対象者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認め場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に決める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

〇〇市町村成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者氏名

印

成年後見人等の報酬の助成金の交付を受けたいので、〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

成年被後見人等 (申請者)	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	性別	男・女
	住 所			
	電話番号	( )		
成年後見人等	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	性別	男・女
	住 所			
	電話番号	( )		
成年後見人等の類型	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助			
助成申請額	月額 円			
助成対象期間	年 月 日～ 年 月 日			
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (右記の書類を提出してください)	受給開始年月日： 年 月 日～		
	<input type="checkbox"/> 無 (右記の書類を提出してください)	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           報酬付与の審判決定書の写し等、 必要書類を記載。         </div>		
備考				

(注) 該当する□には、レ印をすること。



〇〇市町村成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

〇〇市町村長

印

年 月 日付けで申請のあった〇〇市町村成年後見制度利用支援事業助成金の交付について、次のとおり通知します。

内容	<input type="checkbox"/> 決定	助成金支給決定額	円
		助成支給対象期間	年 月 日～ 年 月 日
		備考	
<input type="checkbox"/> 却下	理由		

（教示）

- 1 この処分についての異議の申立ては、この処分があったことを知った翌月から通算して60日以内に、〇〇市町村長に対することができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌月から起算して6箇月以内に、〇〇市町村を被告として提訴することができます。

様式第3号（第5条関係）

〇〇市町村成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

様

請求者氏名

印

印

年 月 日付けで決定のあった成年後見制度利用支援事業助成金について、〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
金融機関名・支店名	
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	



26 障第 151 号  
平成 26 年(2014 年) 5 月 28 日

市町村障がい福祉担当課長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について (通知)

このことについて、長野県自立支援協議会における協議の結果、別添のとおり取りまとめられましたので、今後の事務の参考としてください。

長野県健康福祉部障がい者支援課社会生活係  
課長 岸田 守 担当 大井 千明  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL 026-235-7108 (直通)  
FAX 026-234-2369  
E-mail [shogai-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:shogai-shien@pref.nagano.lg.jp)

## 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について

平成 26 年（2014 年）5 月 28 日  
長野県自立支援協議会 会長 小林彰

障がい者の権利擁護のため、判断能力が十分でない障がい者等を保護し、支援するために有効な方法のひとつとして、成年後見制度の市町村長申立てがあります。

しかし、どの市町村が市町村長申立てを行うかについて、市町村間で判断に迷い、申立てがスムーズに進まないというケースがあることから、圏域の自立支援協議会より、申立てを行う市町村を決定するための一定の考え方を示してほしいとの要望が挙がりました。

そこで、長野県自立支援協議会としては、権利擁護部会での協議を踏まえ、どの市町村が成年後見制度市町村長申立てを行うかの考え方について、下記のとおりまとめました。判断に迷った場合には、この考え方を参考にさせていただき、市町村間で相談の上、障がい者の権利擁護のため、市町村長申立てをスムーズに進めてくださるよう、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 成年後見制度市町村長申立てについて

##### (1) 成年後見制度市町村長申立ての原則

成年後見制度の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、2親等以内の親族がない又は親族があっても申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族の存在が明らかでない場合は、市町村長申立ての対象になるとされています。

また、その申立てを行う市町村長とは、障がい者本人が居住している市町村の長ができることとされています。

##### (2) 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村の決定に迷うケース

例えば、障がい者本人が障害者支援施設等に入所した場合や精神科病院に長期入院している場合など、障がい者本人の生活の状況によって、障がい者の出身市町村と障がい者が住民票を置いている市町村のいずれが申立てを行うのか判断に迷うケースがあります。

なお、国の制度上は、出身市町村又は住民票を置いている市町村を管轄するいずれの家庭裁判所でも申立てが可能です。

#### 2 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について

##### (1) 対象となる障がい者が虐待を受けている場合

虐待を受けている障がい者の支援の一環として、虐待対応している市町村が申立てる。

###### ア 障がい福祉サービスを使っている

- ・支給決定市町村が申立てる。

###### イ 障がい福祉サービスを使っていない

- ・障がい者本人の居住市町村が申立てる。

(2) 対象となる障がい者が虐待を受けていない場合

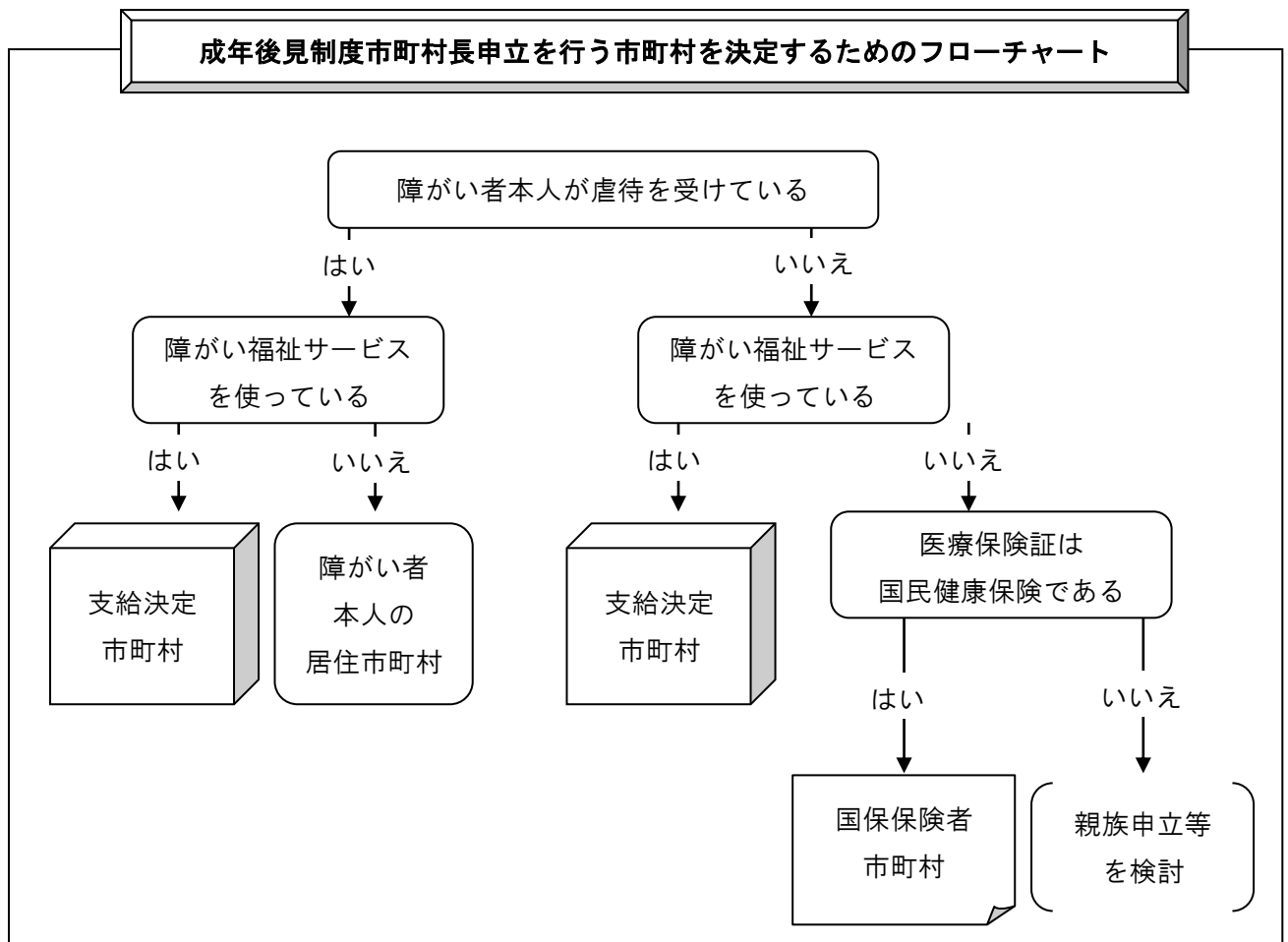
ア 障がい福祉サービスを使っている

- ・支給決定市町村が申立てる。

イ 障がい福祉サービスを使っていない

- ・国民健康保険証を持っている場合は、国民健康保険の保険者である市町村が申立てる。

※社会保険に入っている場合は、親族等の扶養に入っていると思われることから、親族申立等の相談の中で検討する。



\* 参考資料

- 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』(P66-P69)  
(平成 24 年 12 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成)
- 『成年後見制度市町村申立ての手引き』  
(平成 22 年 3 月 長野県社会部地域福祉課作成)
- 『成年後見制度—詳しく知っていただくために—』  
(平成 24 年 7 月 最高裁判所作成)

「成年後見制度 市町村長申立ての手引き」

平成 26 年 11 月 発行

編集発行 長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 026-235-7114

F A X 026-235-7172

E-mail [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)